

## 平成27年度海外留学支援制度(協定受入)募集要項

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、我が国の高等教育機関の学生交流の充実及び我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化の観点から、奨学金を支援するのにふさわしい学生受入プログラムを、下記により募集します。

※なお、この募集は、平成27年度予算の成立を前提に行うものです。

### 1. 趣旨・目的

海外留学支援制度(協定受入)は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)(以下「高等教育機関」という。)が、諸外国の高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程))に相当する諸外国の機関をいう。)と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関から短期間学生を受け入れる場合に、当該学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金として支援することにより、我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

### 2. 定義

この要項において「受入学生」とは、我が国の高等教育機関(以下「受入大学等」という。)が、諸外国の高等教育機関(以下「在籍大学等」という。)との学生交流に関する協定等に基づいて、在籍大学等に在籍したまま、1年以内の期間、受入大学等が実施する受入プログラムに参加する学生で、本制度により奨学金の支援を受ける者としてします。

### 3. 支援の対象となる受入プログラム

#### (1) 受入プログラムの開始時期

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始されるプログラム

※なお、各受入学生についても、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に受入が開始される必要があります。

#### (2) 受入プログラムの採択

受入プログラムの実施を計画し、これに参加する学生に対して本制度による奨学金の支援を希望する受入大学等の長(以下「大学等の長」という。)は、第5項に掲げる申請書類等を取りまとめた上、機構理事長宛に申請を行うものとします。

機構は、審査の上、支援する受入プログラム及び奨学金支給割当人数、奨学金配分額を決定し、大学等の長へ通知します。

#### (3) 受入プログラムの申請要件

本制度により支援する受入プログラムは以下の要件を全て満たすものとします。

- ① 受入大学等(高等専門学校については、専攻科を含み、第2年次以下を対象とするものを除く。)を受入先として実施するもの
- ② 在籍大学等との間に締結した学生交流に関する協定等に基づき実施されるもの
- ③ プログラム実施期間が8日以上1年以内の計画であるもの

※プログラムは、我が国において、連続して8日以上実施されるものとします。なお、プログラムの実施期間に、渡航にかかる期間は含まないものとします。

※31日以内のプログラムについては、履修科目の一部となっているものや、受入前後の準備講習・フォローアップを目的とした語学や専門科目の講義等との一体化など、明確な効果(単位取得等)が見込めるものであること。(在籍大学等での単位付与等を含む。)

- ④受入学生について、在籍大学等に在学中はフォローアップのための追跡調査に協力できる管理体制を有するもの

#### (4) 受入プログラムの形態区分と申請上の制限

##### ① 双方向協定型

平成27年度内に、受入プログラムとともに派遣プログラムを実施するもの。

授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定に基づく交換留学として、1 Semester以上1年以内の間、協定相手の高等教育機関へ学生を派遣し、かつ協定相手の在籍大学等から学生を受け入れるもので、受入学生の在留資格については「留学」を取得できるものとします。

申請にあたっては、プログラムの受入に関する部分については本要項の要件を全て満たすとともに、派遣に関する部分については「平成27年度海外留学支援制度(協定派遣)募集要項」のとおりとし、要項に記載する要件を全て満たす必要があることに留意してください。

##### <申請上の制限>

- ・ 1受入大学等について、申請プログラム数の制限はありません。
- ・ 1プログラムにおける奨学金支給割当希望人数は、当該プログラムにおける総受入計画人数の8割又は100名のいずれか少ない数を上限とします。(制限を上回るものは上限人数以下での割当になります。)なお、プログラムの教育内容に応じて計画人数が適切に設定されているかについては、審査対象となるので留意してください。
- ・ 採択後、支援人数に関して当初計画から大幅な減少があった場合、次年度の採択数を減らす場合があるので、十分留意の上で計画を作成してください。

##### ② 短期研修・研究型

在籍大学等との学生交流協定や合意文書等に基づいて実施するプログラムにより、学生を受け入れるもので、90日を超えるプログラムについては、受入学生の在留資格が「留学」を取得できるもの

##### <申請上の制限>

- ・ 1受入大学等について、申請プログラム数の制限はありません。
- ・ 1プログラムにおける奨学金支給割当希望人数は、当該プログラムにおける総受入計画人数の8割又は50名のいずれか少ない数を上限とします。(制限を上回るものは上限人数以下での割当になります。)なお、プログラムの教育内容に応じて計画人数が適切に設定されているかについては、審査対象となるので留意してください。
- ・ 採択後、支援人数に関して当初計画から大幅な減少があった場合、次年度の採択数を減らす場合があるので、十分留意の上で計画を作成してください。

#### (5) 受入プログラムの選考における審査の観点

(以下の内容が満たされているものを高評価し優先的に採択する予定です。特に①と②は重点項目とします。)

##### ① プログラムの目的・達成目標

- ・ 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。
- ・ 本プログラムにおいて養成しようとするグローバル人材像や質の高い留学生像が明確に

設定されているか。

- ・ 受入プログラムの形態に応じ、プログラムとして本制度の趣旨・目的を踏まえた達成目標が設定されているか。
- ・ プログラムとしての達成目標は適切な水準に設定されているか。
- ・ 受入大学等の国際化推進に資するものとなっているか。

## ②プログラムの内容

- ・ 学生受入及び学生派遣の双方向交流を重視するプログラム内容となっているか。【双方向協定型のみ】
- ・ 参加する学生の進路の選択や検討に対して触発・動機付けする内容が含まれているか。
- ・ 受入大学等における日本人学生との交流が適切に組み込まれているか。
- ・ 単位取得、単位付与、単位認定方法が確立、義務化されているか。(受入大学等での単位取得、在籍大学等の科目としての単位付与、受入大学等で得た単位の在籍大学等での単位認定。)
- ・ 単位による修学成果測定が行われない場合、これに替わる修学成果測定の方法が確立されているか。
- ・ 31日以内のプログラムにあつては、履修科目との一体化や語学、専門科目の講義等と併せることにより効果(単位付与等)のあるプログラム内容となっているか。【短期研修・研究型のみ】
- ・ より長期間の日本留学に向けた動機付けを高める効果を見込めるプログラムであるか。
- ・ 参加する学生の専攻に応じ、その特性を踏まえたプログラム内容となっているか。
- ・ インターンシップやフィールドワークが組み込まれている場合、参加する学生の専攻に応じ、効果的な内容となっているか。
- ・ プログラムとして成立する参加人数が適切に確保されているか。

## ③実施体制

- ・ 学生交流協定や合意文書等の内容が適切に整備され、在籍大学等との連携が適切に実施されているか。
- ・ 在籍大学等において、参加する学生の募集・選抜が適切に行われているか。
- ・ 単位付与等の方法が確立され、帰国後の単位認定について受入学生が事前に把握できるものとなっているか。
- ・ 受入学生に対する情報の提供は適切に行われているか。
- ・ 受入学生に対する日本での生活支援体制が整備されているか。
- ・ 受入学生に対する危機管理体制が十分に確立されているか。
- ・ プログラム実施に携わる教職員がノウハウ(語学力や過去の実施経験等)を適切に有しているか。

## ④フォローアップ・成果検証の実施

- ・ 受入学生の受入前、受入後の効果測定や意識の変化を適切に把握しているか。
- ・ 自己点検を実施し、プログラムの成果を測ることが具体的に計画されているか。
- ・ 実施報告会やシンポジウム等によりプログラム実施の成果を波及させる取組を行っているか。
- ・ ソーシャルネットワークサービス等を活用した学生同士(受入学生同士又は受入学生と受入大学等の学生間)のコミュニティの形成が計画又は推進されているか。
- ・ 機構が実施する各種調査に協力できる体制であるか。

## ⑤プログラムの自立化・発展性・継続性

- ・ プログラムの継続・発展のためにフォローアップ・成果検証結果を活用し、自立的な改善

- を図ることのできる体制が整備されているか。
- ・プログラムによる総受入計画人数に対し、本制度による支援希望者の割合は適切か。
- ・過去に学生受入の実績のあるプログラムか。
- ・次年度以降も実施の計画があるプログラムか。
- ・本制度以外でプログラム実施のための財源確保のための取組はなされているか。

#### 4. 支援の対象者

##### (1) 支援予定人数

未定(平成27年度概算要求10,000名。)

[参考]平成26年度予算:5,000名

※ 支援対象プログラムは、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略(報告書)」における重点地域(東南アジア(ASEAN)、ロシア及びCIS諸国、アフリカ、中東、南西アジア(インド)、東アジア(モンゴル)、南米、米国、中東欧)を勘案して決定します。

(参考) 世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略(報告書)

URL: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1342726.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1342726.htm)

##### (2) 支援の内容(平成27年度予算の成立状況により変更となる場合があります。)

###### ①奨学金の支給基準

我が国において実施される受入プログラムに、8日以上1年以内の期間参加する受入学生に対し、奨学金を支給します。ただし、受入期間は、連続して8日以上であることとします。

受入期間が8日以上31日以内である場合、1か月分を支給します。

また、32日以上である場合、各受入学生の支援開始月と支援終了月以外の期間は、月額支給とします。支援開始月及び支援終了月については、それぞれの月の支援日数の計によって、以下のとおり支給します。

支援開始月及び終了月の 支援日数計	開始月	終了月
31日以内	○	×
32日以上	○	○

###### ②奨学金月額 8万円

※ 双方向協定型の派遣の部分については、平成27年度海外留学支援制度(協定派遣)募集要項のとおりです。

###### ③奨学金の支給方法

奨学金の支給は、受入大学等を通じて行うこととし、毎月在籍確認を行った上で行います。詳細は別に定めます。

##### (3) 奨学金支給対象者の選考

受入大学等は、各受入プログラムに割り当てられた奨学金支給割当人数について、下記(4)に掲げる資格及び要件を確認の上選考し、別に定める期日までに奨学金支給対象者を機構に登録してください。

##### (4) 奨学金支給対象者の資格及び要件

本制度により、受入学生として支援を受ける資格を有する者は、在籍大学等の正規の課程に学位取得もしくは卒業を目的に在籍し、プログラムの参加を認められた者で、次の①～⑦に掲

げる要件を全て満たす者としてします。

- ①我が国と国交のある国の国籍を有する者。なお、台湾、パレスチナの学生も対象とします。登録時点で日本国籍を有する者は対象としません。
- ②学生交流に関する協定等に基づき、受入大学等が受入を許可する者
- ③在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上であること。前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとします。なお、成績評価係数で表すことができない場合は、別に定める様式に、特に成績が優秀であり、成績評価係数2.30相当以上であるとする理由を明記してください。

#### [成績評価係数の算出方法例]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出(小数点第3位を四捨五入)

	成績評価				
	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

注意:履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

- ④経済的理由により、自費のみでの受入プログラムへの参加が困難な者
- ⑤受入プログラム参加にあたり、「留学」の在留資格を取得し得る者。ただし、90日以内の短期研修・研究型の受入プログラムに参加する者については、在留資格の種類は問いません。
- ⑥受入プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続する者又は在籍大学等の学位を取得する者
- ⑦受入プログラム参加にあたり、他団体等から受入プログラム参加のための奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額合計額が8万円を超えない者

注意1:上記⑦で定める支給月額範囲内であっても、機構の文部科学省外国人留学生学習奨励費との併給は出来ません。

注意2:平成27年度国費外国人留学生制度との重複申請は認めません。

## 5. 申請書類等の提出

### (1) 申請書類等

在籍大学等から学生の受入を計画し、本制度による支援を希望する大学等の長は、次に掲げる申請書類等を機構理事長に申請するものとします。

<各形態共通>

- ① 平成27年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)申請書(様式1)

郵送(1部)及びデータ

< 双方向協定型の場合 >

- ② 平成27年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)計画書(様式2及び別表)  
郵送(申請するプログラム毎に5部)及びデータ

< 短期研修・研究型の場合 >

- ③ 平成27年度海外留学支援制度(協定受入)計画書(様式2及び別表)  
郵送(申請するプログラム毎に5部)及びデータ

(2) 申請書類等の提出期限

**平成26年10月14日(火)必着**

注意1: 申請書類は、書留又は宅配便等配達記録が残る方法で送付してください。また、封筒には朱書きにて「短期申請書類在中」と記入してください。

注意2: 提出期限を過ぎた場合、いかなる理由であっても、申請書類は受理しません。また、提出された申請書類は一切返却しません。

## 6. 受入プログラムの採否及び奨学金支給割当の決定

機構は、前項の規定により提出されたプログラム計画書毎に審査を行い、支援する受入プログラムの採否及び奨学金支給割当人数、奨学金配分額を決定し、平成26年12月下旬(予定)を目途に大学等の長へ通知します。

なお、採択される受入プログラム(以下「採択プログラム」という。)における支援人数は、申請人数を下回る場合もあります。

また、採択プログラムの名称及び「プログラム計画書」等については、機構のホームページ等で公開する予定です。

## 7. プログラム実施後の報告書の提出等

大学等の長は、別に定める様式により、以下の(1)及び(4)の報告書については、原則として採択プログラムの実施終了後1か月以内に、(2)及び(3)の報告書については、別に定める期日までに機構理事長に提出してください。

(1) プログラム実施報告書 : プログラムの実施結果に係る報告

(2) 支給対象者修了報告書 : 受入学生の受入状況に係る報告

(①学習成果、②日本での経験、プログラム内容、③進路への影響の記述及び④アンケート項目への回答(参加前・参加後))

(3) 取得単位等報告書 : 受入学生の単位取得に係る報告

(4) 奨学金支給報告書 : プログラム実施に係る会計報告

上記(1)プログラム実施報告書については、機構のホームページ等で公開する予定です。また、上記(2)支給対象者修了報告書中、本制度を有効に活用した事例は、機構ホームページ等で紹介する予定です。

上記報告書の提出後、フォローアップの一環として、受入大学等に対して、受入学生の受入終了後のフォローアップ・進路状況調査等を依頼する予定です。

なお、上記(1)から(4)の報告書及びフォローアップ・進路状況調査等が未提出の受入大学等に対しては、次年度の支援人数を未提出の状況に応じて減じる場合があるので十分留意してください。

## 8. 立入調査

機構は、本制度の適正な執行及び実施による成果等を確認するため、当該採択プログラムを実施した受入大学等に対して立入調査を行う場合があります。

## 9. 各種申請書類(様式)

機構のホームページからダウンロードして利用してください。

URL: [http://www.jasso.go.jp/scholarship/short\\_term.html](http://www.jasso.go.jp/scholarship/short_term.html)

注意1: 申請書類は全てA4サイズに統一して作成してください。

注意2: 申請書類は日本語又は英語による表記とし、その他の言語による場合は和訳文を添付してください。

注意3: 申請書類は書留又は宅配便等配達記録が残る方法で送付してください。また、封筒には朱書きにて「短期申請書類在中」と記入してください。

注意4: エクセルファイルデータは、記入要領に従い作成し、必ず所定のパスワードを設定した上でメールにて提出してください。

注意5: 提出期限を過ぎた場合、いかなる理由であっても申請書類は受理しません。また提出された申請書類は一切返却しません。

提出された個人情報は、本制度実施のために利用されます。大学・在外公館・行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

## 10. 申請書類等の提出先及び本件照会先

独立行政法人日本学生支援機構

留学生事業部海外留学支援課 短期留学(受入)担当

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

TEL: 03-5520-6014

FAX: 03-5520-6015

E-mail: [sesp@jasso.go.jp](mailto:sesp@jasso.go.jp)